

心をつなぐ「まち」シリーズー横芝町のまちづくりー No.9

今回は、総合的なまちづくり（都市計画）の中で、代表的な方法の一つである「土地区画整理事業」についてご紹介します。

土地区画整理事業とは

まちづくりを進める方法には、大きく分けて、

①道路、公園、下水道等を個々に整備していく方法

②まとまった区域の中の道路、公園、下水道を同時に整備していく方法

の2つの方法があり、土地区画整理事業は②の方法の代表的な事業です。

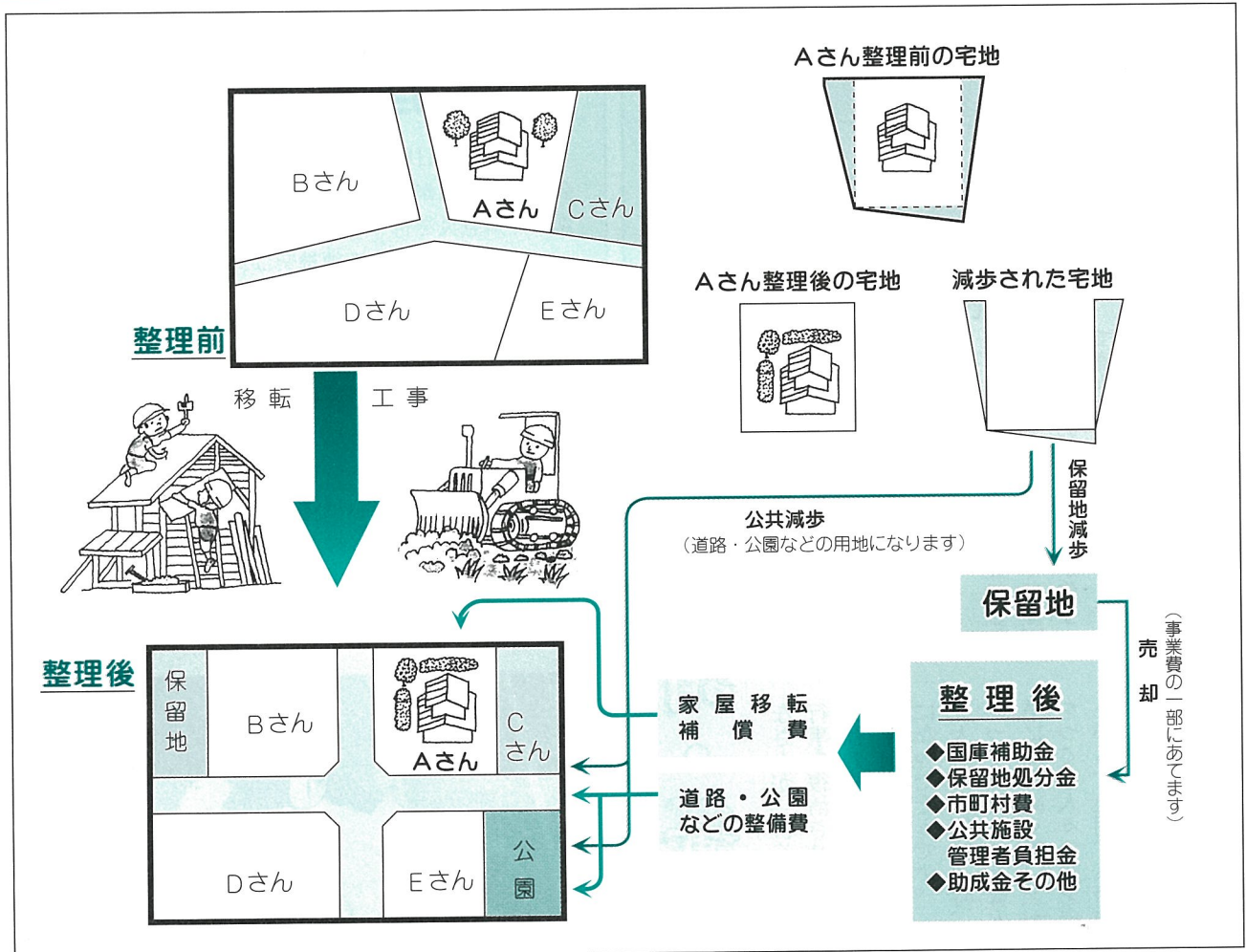
①の方法では、それぞれの施設だけについてみれば早く整備することができるかもしれませんが、それぞれの施設がバラバラに整備されるため、街全体としては、バランスのとれた生活環境がなかなか整備されません。

土地区画整理作業は、道路、公園、下水道等を同時に整備するとともに、宅地も利用しやすいように整え、安全で快適な生活環境を一体的に確保することを目的とする事業です。

その特徴は

- ◆まちの骨格となる道路はもちろん、生活道路や公園、下水道まで同時に整備されるので、調和のとれたまちづくりが行われます。
- ◆すべての宅地が、新しい道路に面するように再配置されるので、区域内の人すべてが安全・便利で暮らしやすくなります。
- ◆土地利用のしやすくなる度合いに応じて、公平に土地を出し合います。これを「減歩」といいます。

土地区画整理事業のしくみ



*減歩：新たに必要となる道路・公園などの用地や、事業費の一部をまかなうため売却する土地（保留地）は、地区内の土地所有者が少しずつ土地を出し合うことによって生み出します。このように土地を少しずつ出し合うことを減歩といいます。